

産業廃棄物処理計画書

令和7年4月17日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町9番32号

氏名 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榘原 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-511-6806

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市水道局 高陽浄水場
事業場の所在地	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	給水能力 1日当たり20万立方メートル
③従業員数	34名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・浄水工程で発生する懸濁物質を加圧脱水処理した後の脱水ケーキを委託した再生処理業者が運搬し、改良土等に再資源化

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(6 年度) 実績量
計画:今年度(7 年度) 計画量

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	12870	11370					11586	10069			1284	1299	1284	1299	1284	1299				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	12870	11370	0	0	0	0	11586	10069	0	0	1284	1299	1284	1299	1284	1299	0	0	0	0

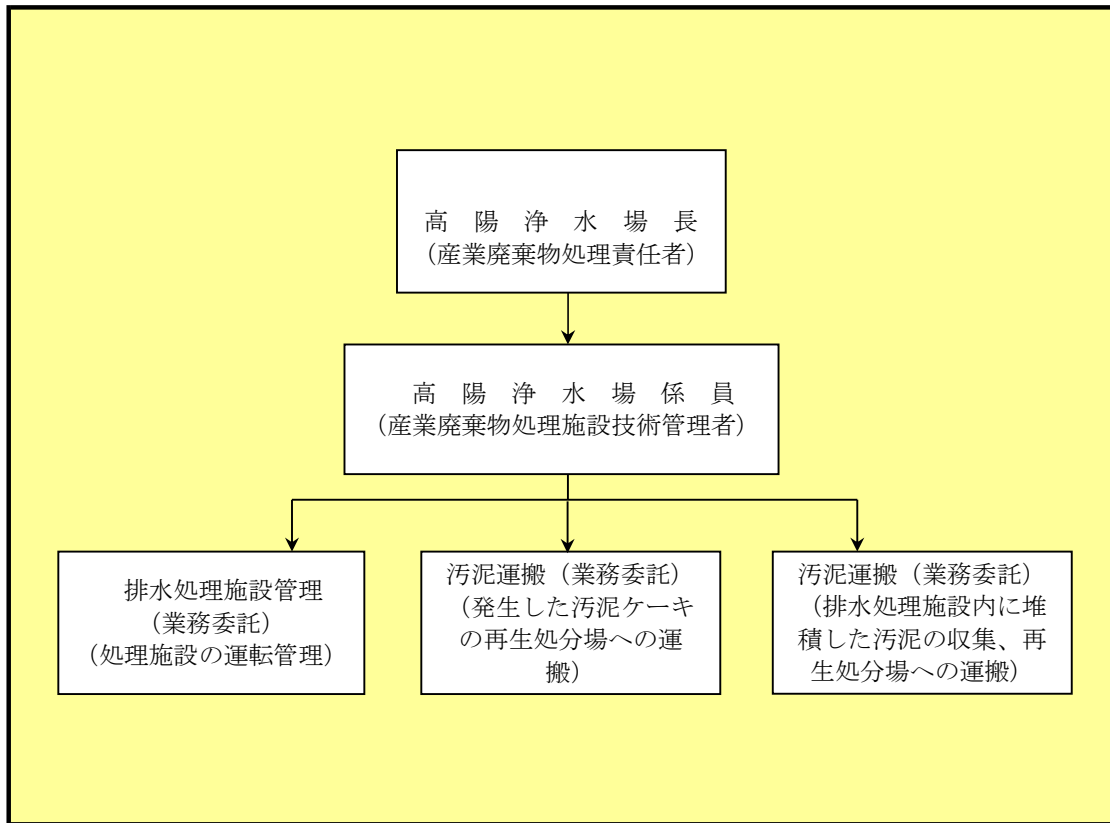
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>浄水工程において凝集剤の注入を適正に管理し、発生汚泥の低減を図る。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>—</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>汚泥ケーキ含水率向上のための、脱水機運転方法調査及び調整。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	委託業者により改良土等に再資源化するとともに、これの履行確認実施。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。